2　改正法附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の十四第五項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（		掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額		加算した金額とし、当該基準法人税額に旧効力措置法第六十八条の十四第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
		、同法	、法人税法

附則第二十条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に、「第六十八条の十五の六の」を「第六十八条の十五の七の」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）第一条の規定」に、「平成二十五年新租税特別措置法施行令」を「平成二十六年新租税特別措置法施行令」に、「第三十九条の四十五の六」を「第三十九条の四十八」に改め、同項の表第一項の項及び第二項の項中「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改め、同表第二項の項中「同項後段」を「が同項後段」に、「法第六十八条の十五の六第一項後段」を「が法第六十八条の十五の七第一項後段」に、「第六十八条の十五の五第六項」を「第六十八条の十五の六第十六項」に改め、同表第三項第五号の項中「第三項第五号」を「第三項第六号」に、「第六十八条の十五の六第一項第七号」を「第六十八条の十五の七第一項第八号」に改め、同表第三項第五号ロの項中「第三項第五号ロ(1)」を「第三項第六号ロ(1)」に改め、同表第三項第五号ロ(2)の項中「第三項第五号ロ(2)」を「第三項第六号ロ(2)」に改め、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十三条」に、「平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六」を「平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の七」に、「平成二十五年新租税特別措置法施行令第三十九条の四十五の六」を「平成二十六年新租税特別措置法施行令第三十九条の四十八」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十六号）」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十九号）」に改め、同項の表第一項の項中「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改め、同表第二項の項中「第二十五条の二第十四項」を「第二十五条の二第十三項」に、「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改め、同表第三項の項中「同項後段」を「が同項後段」に、「法第六十八条の十五の七第一項後段」を「が法第六十八条の十五の七第一項後段」に、「第六十八条の十五の六第十六項」を「第六十八条の十五の七第十六項」に、「第二十五条の二第十三項」を「第二十五条の二第十四項」に改め、同表第三項第五号の項中「第三項第五号」を「第三項第六号」に、「第六十八条の十五の六第一項第七号」を「第六十八条の十五の七第一項第八号」に改め、同表第三項第五号イの項中「第三項第五号イ」を「第三項第六号イ」に改め、同表第三項第五号ロの項中「第三項第五号ロ」を「第三項第六号ロ」に改め、同表第三項第五号ロ(1)の項中「第三項第五号ロ(1)」を「第三項第六号ロ(1)」に改め、同表第三項第五号ロ(2)の項中「第三項第五号ロ(2)」を「第三項第六号ロ(2)」に改め、同表第三項第六号イの項中「第三項第六号イ」を「第三項第七号イ」に改め、同表第三項第六号ロの項中「第三項第六号ロ」を「第三項第七号ロ」に改める。

第五条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の八第十項の改正規定中「公募株式等証券投資信託以外」を「公募株式等証券投資信託等以外」に改め、同条第二項の次に一項を加える改正規定中「公社債は、」の下に「農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項第四号に規定する農林債及び」を加える。

第二十五条の十の二第十五項第三号の改正規定中「、「第十六項」を「第十五項」に」を削る。

第二十五条の十三の改正規定中「、第二十五条の十三の四」を削る。

第四十条の二第三項第二号の改正規定中「うち」を「うちの」に改める。

第四十条の七の改正規定を次のように改める。

第四十条の七の見出し、同条第十二項第一号及び第二号並びに第七十四項各号中「納税猶予等」を「納税猶予及び免除等」に改める。

第四十条の八第三十六項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「（平成二十五年法律第九十八号）」を削る。

第四十二条の六第一項の改正規定を削る。

附則第十条中「新令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令」に、「同条第二十項第二号」を「同条第二十二項第二号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に、「この項及び第二十六項」を「この項及び次項」に、「次項において同じ」を「第二十六項において同じ」に、「同条第二十二項」を「同条第二十六項」に改める。

附則第十四条第五項中「並びに」を「、第二十八項並びに」に改め、同項第一号中「同条第二十九項」を「同条第二十八項中「第一項」とあるのは「第四項第二号若しくは第十号又は平成二十二年旧法第七十条の七第四項第一号、第三号から第九号まで若しくは第十一号から第十七号まで」と、「同項各号」とあるのは「これらの号」と、「第五項」とあるのは「第六項」とあるのは「平成二十二年旧法第七十条の七第六項」と、「第十二項」とあるのは「平成二十二年旧法第七十条の七第十二項」と、「第十三項」とあるのは「平成二十二年旧法第七十条の七第十三項」と、「第十七項第三号」とあるのは「平成二十二年旧法第七十条の七第十七項第三号」と、同条第二十九項」に改め、「と、「前項の表の第三号から第八号まで」」を削り、同項第二号中「同条第二十九項」を「同条第二十八項中「第一項」とあるのは「平成二十三年旧法第七十条の七第一項」と、「第四項」とあるのは「第四項第二号若しくは第十号又は平成二十三年旧法第七十条の七第一項」と、「第四項第二号若しくは第十一号から第十七号まで」と、「同項各号」とあるのは「これらの号」と、「第五項」とあるのは「平成二十三年旧法第七十条の七第六項」と、「第十二項」とあるのは「平成二十三年旧法第七十条の七第十二項」と、「第十三項」とあるのは「平成二十三年旧法第七十条の七第十三項」と、「第十七項第三号」とあるのは「平成二十三年旧法第七十条の七第十七項第三号」と、同条第二十九項」に改め、「と、「前項の表の第三号から第八号まで」」を削り、同項第三号